

通達甲（生．総．営3）第4号
平成22年6月17日
存続期間

各所属長殿

生活安全部長

探偵業取扱要綱の制定について

〔沿革〕	平成	23年	9月	通達甲（副監．組．3．企）第11号
		24年	6月	同（生．総．営3）第3号、9月同第7号
		26年	8月	同（副監．生．少育．企）第29号
		28年	2月	同（副監．警．訟．訟1）第1号、3月同（副監．生．総．庶）第2号
		30年	10月	同（副監．生．総．営2）第18号
		31年	3月	同（生．総．営2）第1号
	令和	元年	6月	同（副監．総．文．審）第25号、12月同（生．総．企）第6号
		3年	3月	同（副監．総．企．調）第9号
		4年	3月	同（生．総．営3）第2号改正

このたび、別添のとおり、探偵業取扱要綱を制定し、平成22年6月17日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

第1 制定の趣旨

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）の運用に関し、探偵業者管理システムにより探偵業者の届出情報を処理する等、法に基づく適正な事務取扱いを推進するため、新たに要綱を制定するものである。

第2 要点

- 1 探偵業の各種届出に関する事務の取扱要領を定めた。
- 2 探偵業者に対する行政処分の処理要領を定めた。
- 3 探偵業の届出等に係る各種書類の様式を定めた。

別添

探偵業取扱要綱

第1 目的

この要綱は、探偵業に係る各種届出及び申請の取扱い、行政処分等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

探偵業に係る各種届出及び申請の取扱い、行政処分等に関する事務手続については、次に掲げる法令等の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

- 1 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）
- 2 行政手続法（平成5年法律第88号）
- 3 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）
- 4 探偵業者の営業所に対する立入検査規程（平成19年5月28日東京都公安委員会規程第5号）
- 5 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）
- 6 警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号。以下「手数料条例」という。）
- 7 警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号。以下「行政処分取扱規程」という。）
- 8 警視庁行政処分取扱規程の制定について（昭和43年5月11日通達甲（総・企・管）第12号。以下「行政処分取扱規程の実施通達」という。）

第3 各種届出に関する相談の受理

警察署長は、探偵業を営もうとする者又は探偵業者から、事前に届出に関する相談を受けた場合は、その都度、相談内容、措置等を警察総合相談業務等管理システムに登録し、その経過を明らかにしておくこと。

第4 開始届出の取扱い

1 警察署における取扱い

開始届出は、当該開始届出に係る営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が、次により取り扱うものとする。

(1) 受理要領

ア 探偵業を営もうとする者から、府令別記様式第1号の「探偵業開始

届出書」及び添付書類（以下「開始届出関係書類」という。）の提出を受けたときは、別記様式第1号の「探偵業届出受理検討表（甲）」（以下「検討表（甲）」という。）により確認の上、当該探偵業を営もうとする者から手数料条例に基づく手数料を徴収し、受理すること。

イ 開始届出関係書類の受理後、許可等システム（許可等事務管理システム運用要綱（令和2年3月18日通達甲（生. 総. 営1）第1号）第1に規定する許可等事務管理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を登録し、登録番号を取得した後、探偵業開始届出書の欄外に記載するとともに、別記様式第2号の「申請・届出受領書」を申請者に交付すること。

ウ 許可等システムに開始届出書の内容を登録し、登録した旨を生活安全総務課長（防犯営業第三係経由。以下同じ。）に連絡して登録内容の確認を依頼すること。

(2) 届出証明書の交付要領

生活安全総務課長による確認後、許可等システムにより府令別記様式第4号の「探偵業届出証明書」（以下「届出証明書」という。）及び別記様式第4号の「探偵業届出証明書の交付について」を作成し、当該届出証明書を当該開始届出をした者（以下「届出者」という。）に交付した上、別記様式第3号の「受領書」を徴すること。

(3) 欠格事由の調査

届出者（その者が法人である場合にあっては、当該法人の代表者及び役員全員。以下同じ。）について、法第3条各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる欠格事由の調査を次により行い、その結果を別記様式第5号の「調査書」に記載すること。

ア 法第3条第1号については、府令第2条第3項第1号ハに定める区市町村の長の証明書により行うこと。

イ 法第3条第2号については、次により行うこと。

（ア）届出者が日本人の場合は、別記様式第6号の「身上調査について（照会）」により、本籍地の区市町村の長に対して行う。

（イ）届出者が外国人の場合は、別に定める照会書を作成し、東京地方検察庁に対して行う。

（ウ）届出者が法人の場合は、別に定める照会書を作成し、本店所在地を管轄する地方検察庁に対して行う。

ウ 法第3条第5号については、精神機能の障害により探偵業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない旨の誓約書等により行うこと。

エ 法第3条第6号については、次により行うこと。

(ア) 未成年者で法定代理人から探偵業に関し営業の許可を受けているものにあつては、当該法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面により行う。

(イ) 未成年者で法定代理人から探偵業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、当該法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、当該法人並びにその代表者及び役員全員）について前ア及びイにより行う。

(4) 開始届出関係書類の送付

欠格事由の調査終了後、別記様式第7号の「届出・申請受理報告について」（以下「送付書」という。）に、調査書、検討表（甲）、届出証明書の写し、受領書及び開始届出関係書類を添えて、生活安全総務課長に送付すること。この場合において、届出者が欠格事由に該当する疑いがあるときは、当該送付書にその旨を記載して送付すること。

2 本部における取扱い

生活安全総務課長は、開始届出については、次により取り扱うものとする。

(1) 登録内容の確認

管轄警察署長から前1の(1)のウによる開始届出の連絡を受けたときは、許可等システムにより、登録内容を確認し、その結果を警察署長に連絡すること。

(2) 本登録等

ア 管轄警察署長から前1の(4)による開始届出関係書類の送付を受けたときは、許可等システムの登録内容を確認の上、本登録を行い、当該開始届出関係書類の欄外に、許可等システムにより取得した登録番号を記載すること。

イ 当該開始届出関係書類は警察署長に返送すること。

(3) 欠格事由の調査

届出者について、法第3条第3号及び第4号に掲げる欠格事由の調査を次により行い、その結果を調査書に記載すること。

ア 法第3条第3号については、警察庁情報管理システムにおける探偵業管理業務により当該届出者に係る行政処分歴の照会を行うこと。

イ 法第3条第4号については、暴力団対策課長（暴力団排除第一係経由）に対し、電話等により当該届出者の照会を行うこと。

第5 廃止届出の取扱い

1 警察署における取扱い

廃止届出は、管轄警察署長が、次により取り扱うものとする。

(1) 受理要領

ア 探偵業者から、府令別記様式第2号の「探偵業廃止届出書」及び届出証明書（以下「廃止届出関係書類」という。）の提出を受けたときは、別記様式第8号の「探偵業届出受理検討表（乙）」（以下「検討表（乙）」という。）により確認の上、受理すること。

イ 廃止届出受理後は、前第4の1の(1)のイ及びウに準じて取り扱うこと。

(2) 廃止届出関係書類の送付

送付書に、検討表（乙）及び廃止届出関係書類を添えて、生活安全総務課長に送付すること。

2 本部における取扱い

生活安全総務課長は、廃止届出については、前第4の2の(1)及び(2)に準じて取り扱うものとする。

第6 変更届出の取扱い

1 警察署における取扱い

変更届出は、管轄警察署長が、次により取り扱うものとする。

(1) 受理要領

ア 探偵業者から府令別記様式第3号の「探偵業変更届出書」及び添付書類（以下「変更届出関係書類」という。）の提出を受けたときは、検討表（乙）により確認の上、当該探偵業者から手数料条例に基づく手数料を徴収し、受理すること。

イ その後の受理要領については、前記第4の1の(1)のイ及びウに準じて取り扱うこと。

ウ 変更届出受理時の留意事項

(ア) 営業所の所在地が当庁の他の警察署の管轄区域内に移転した場合は、当該移転先の営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「移転先管轄警察署長」という。）が探偵業変更届出書の提出を受けること。

(イ) 営業所の所在地が道府県警察の管轄区域内に移転した場合は、当該移転前の営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「移転前管轄警察署長」という。）は探偵業廃止届出書の提出を受けること。この場合において、道府県公安委員会に対して、探偵業開始届出書を提出するよう教示すること。

(ウ) 営業所の所在地が道府県警察の管轄区域内から当庁の管轄区域内に移転した場合は、移転先管轄警察署長は探偵業開始届出書の提出を受けること。この場合において、道府県公安委員会に対して、探偵業廃止届出書を提出するよう教示すること。

(2) 届出証明書の交付要領

届出証明書の交付要領については、前記第4の1の(2)に準じて取り扱うこと。

(3) 欠格事由の調査

変更した者に係る欠格事由の調査については、前記第4の1の(3)に準じて取り扱うこと。

(4) 変更届出関係書類の送付

ア 探偵業者が法人であって、その代表者又は役員の就任に係る変更届出については、送付書に、調査書、検討表(乙)、届出証明書の写し、受領書及び変更届出関係書類を添えて、生活安全総務課長に送付すること。

この場合において、当該代表者又は役員が欠格事由に該当する疑いがあるときは、当該送付書にその旨を記載して送付すること。

イ 前ア以外の変更届出については、送付書に、検討表(乙)、届出証明書の写し、受領書及び変更届出関係書類を添えて、生活安全総務課長に送付すること。

2 本部における取扱い

生活安全総務課長は、変更届出については、前第4の2に準じて取り扱うものとする。

第7 届出証明書の再交付申請の取扱い

1 警察署における取扱い

再交付申請は、管轄警察署長が、次により取り扱うものとする。

(1) 受理要領

探偵業者から、府令別記様式第5号の「探偵業届出証明書再交付申請書」(以下「再交付申請書」という。)の提出を受けたときは、前記第4の1の(1)に準じて取り扱うこと。

(2) 届出証明書の再交付要領

届出証明書の再交付要領については、前記第4の1の(2)に準じて取り扱うこと。

(3) 再交付申請書の送付

送付書に、届出証明書の写し、受領書及び再交付申請書を添えて、生活安全総務課長に送付すること。

2 本部における取扱い

生活安全総務課長は、再交付申請については、前記第4の2の(1)及び(2)に準じて取り扱うこと。

第8 届出証明書の返納の取扱い

1 警察署における取扱い

府令第4条第3項及び第4項の規定による届出証明書の返納については、管轄警察署長が、次により取り扱うものとする。

(1) 受理要領

府令第4条第3項及び第4項に規定する者（以下「返納者」という。）から、届出証明書の返納を受けたときは、当該返納者に、別記様式第9号の「探偵業届出証明書の返納について」（以下「届出証明書の返納について」という。）を作成及び提出させ、前記第4の1の(1)のイ及びウに準じて取り扱うこと。

(2) 届出証明書の送付

送付書に、返納された届出証明書及び「届出証明書の返納について」を添えて、生活安全総務課長に送付すること。

2 本部における取扱い

生活安全総務課長は、届出証明書の返納については、前記第4の2の(1)及び(2)に準じて取り扱うこと。

第9 郵送による届出

各種の申請等は、生活安全総務課長が別に通知するところにより、郵送により取り扱うものとする。

第10 非違事案、協力事案の登録及び報告又は通知

警察署長は、探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者（以下「探偵業者等」という。）による犯罪、非行、越権行為等の非違事案及び探偵業務に関する苦情については、別記様式第10号の「探偵業者等に係る違反、犯罪事案等について（勤務中・勤務外）」により、犯人の逮捕、人命の救助等の協力事案については、別記様式第11号の「探偵業者等による検挙協力事案等について（勤務中・勤務外）」により、それぞれ生活安全部長（生活安全総務課防犯営業第三係経由。以下同じ。）に報告するとともに、当該探偵業者の管轄警察署長に通知するものとする。ただし、同一事案について、警視庁警察表彰取扱規程（昭和29年12月22日訓令甲第23号）に基づき表彰上申するときは、生活安全部長への報告及び管轄警察署長への通知は、同規程の上申書の写しの送付をもって代える。

第11 業務に関する報告又は資料の提出要求

1 法第13条第1項の規定に基づき、探偵業者に対して業務の状況に関する報告又は資料の提出（以下単に「報告又は資料の提出」という。）を要求す

る場合におけるその内容及び種類は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものでなければならない。

- 2 前1の要求に当たっては、探偵業者の私生活に関する事又は法の目的に関係のない他の法令の遵守状況等に関する事には及ばないようにしなければならない。
- 3 報告又は資料の提出を要求する場合は、同一事案について、原則として1回とする。ただし、指定する期日内に提出されないとき又はこれらが提出された場合であっても、内容が不明確であるときは、更に追加要求をすることができる。
- 4 関係所属長は、報告又は資料の提出を要求する場合は、別記様式第12号の「行政処分通達簿」に所要事項を記載した上、別記様式第13号の「業務報告・資料提出要求書」（以下「要求書」という。）の正本を被要求者に交付して、受領書を徴しておくものとする。この場合において、別記様式第14号の「業務報告・資料提出書」（以下「提出書」という。）も併せて交付すること。
- 5 関係所属長は、報告又は資料の提出の要求を行った場合は、要求書の正本の写しを東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）（生活安全総務課長経由。以下同じ。）に送付するものとする。
- 6 要求書に基づき報告又は資料の提出を受けた場合は、提出書の控えの下欄に受領者が記名して提出者に交付するとともに、要求書の控えに所要事項を記載するものとする。この場合において、提出に係る資料の返還の要否を必ず確認し、返還を要する資料については、必要な事務処理が終了した後、速やかに返還し、提出書の正本の下欄に受領者に署名をさせ、そのてん末を明らかにしておくこと。

第12 行政処分の手続上の留意事項

1 弁明通知書の交付

警察署長は、公安委員会から送付される聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則別記様式第16号の「弁明通知書」を受領した場合は、次により取り扱うものとする。

- (1) 不利益処分の名あて人（以下「当事者」という。）に対して指定期間内に弁明書を提出するよう明確に告げて直接交付し、受領書を徴して生活安全部長に送付すること。
- (2) やむを得ない事情があり、直接交付できない場合は、当事者からの委任状を受け取り、前(1)の手続きをとること。
- (3) 当事者から弁明書の提出を受けたときは、直ちに公安委員会へ送付すること。

2 行政処分の執行

行政処分の執行については、次により行うものとする。

- (1) 警察署長は、行政処分を執行する場合は、行政処分取扱規程第 13 条第 15 項に定める達書を被処分者に直接交付し、その状況を行政処分通達簿に記載した上、受領書を徴しておくこと。
- (2) 営業停止命令を執行した場合は、当該探偵業者の管轄警察署長が営業停止状況の確認を行い、その結果を行政処分取扱規程の実施通達に基づき、生活安全部長に報告すること。

なお、営業停止中の営業を把握した場合は、直ちに生活安全部長に電話報告するとともに、必要な措置を講ずること。